

広島市規則第 27 号

令和 7 年 3 月 28 日

広島市競輪特別会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市競輪特別会計規則の一部を改正する規則

広島市競輪特別会計規則（昭和 28 年広島市規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「及び分任出納員」を削り、同条第 1 項中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 3 条、第 4 条第 1 項、第 8 条及び第 9 条中「及び委任を受けた分任出納員」を削る。

第 10 条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 11 条（見出しを含む。）及び第 12 条中「及び委任を受けた分任出納員」を削る。

別表委任を受けた分任出納員用領収印の項及び委任を受けた分任出納員用支払印の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。